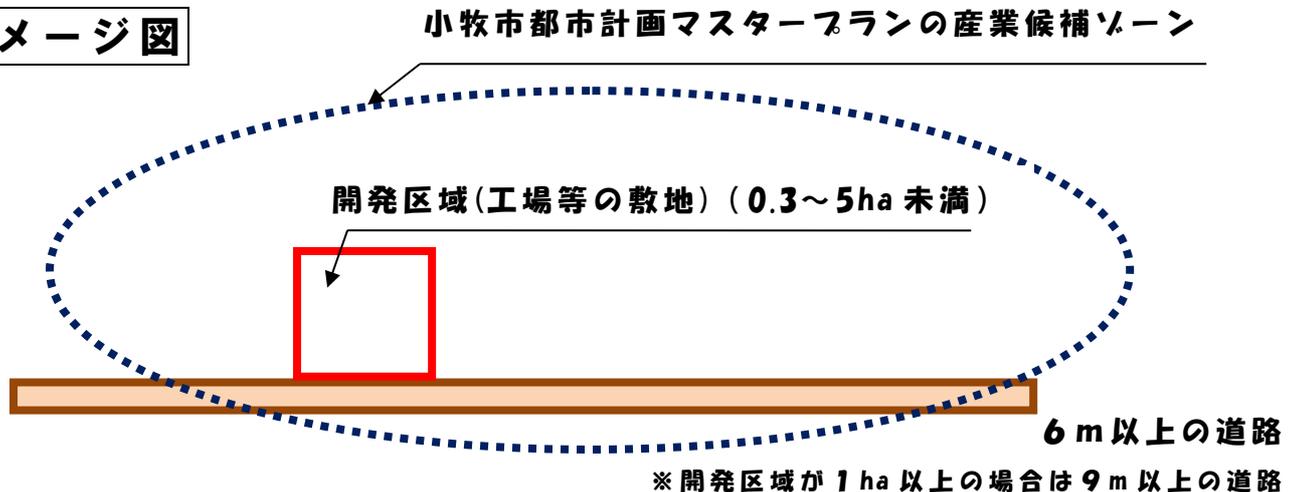


『小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例』について

小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例の一部を改正する条例(令和4年4月1日施行)により、市街化調整区域での工業用地の開発基準を改正しました。

イメージ図



【立地できる場所】

- 開発区域（工場等の敷地）は、災害危険区域等を除く産業候補ゾーン内で6m以上の道路に接している土地
 - ※開発区域が1ha以上の場合は、9m以上の道路であること
 - ※災害危険区域等とは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域および浸水想定区域のうち想定浸水高さが3mを超える区域をいう
- なお、現在産業候補ゾーン内に災害危険区域等はありません。

【工場等の敷地の規模】

- 開発区域（工場等の敷地）の規模は0.3ha~5ha未満であること

【立地できる建物の用途】

- 自己の業務の用に供する工場または研究所であること
- 立地可能な業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類E-製造業に属する業種